

「コムストックローン約款」【新コムストックローン・野村證券】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日：平成29年6月1日]

(下線箇所は改正部分)

変更後	変更前
<p>第1条 [現行どおり]</p> <p>第2条 (契約の成立および契約期間)</p> <p>[削 る]</p> <p>1 この約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、日証金の審査の結果、<u>適当と認められた場合に成立するものとし、契約成立日は日証金がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。</u></p> <p><u>(1)～(5)</u> [現行どおり]</p> <p>2 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、<u>前項</u>に定める日証金の審査において、<u>適当と認められないもの</u>とします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p><u>(1)、(2)</u> [現行どおり]</p> <p><u>(3)</u> 個人のお客様の場合、<u>申込時において満20歳以上70歳未満であること。</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> [現行どおり]</p> <p>3 [現行どおり]</p> <p><u>(1)～(5)</u> [現行どおり]</p> <p>4 本契約の契約期間は、契約の成立の日から1年間とします。なお、契約期間満了日は、契約の成立の日の1年後の応当日（応当日がないときは、契約の成立の日以降、13回目の月末日とします。以下同じとします。）の前日とし、当該応当日の前日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。契約期間満了日（<u>次項</u>の定めに基づき契約が更新された場合は、当該更新後の契約期間満了日とします。）においてコムストックローンにかかる残債務があるときは、契約に従って当該残債務を直ちに弁済するものとし、第3条の定めに基づき差し入れられた担保は、当該残債務が完済されるまで存続するものとします。</p>	<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 (融資要領)</p> <p>1 <u>契約の成立および契約期間</u></p> <p><u>(1)</u> この約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、日証金の審査の結果、<u>適当と認められた場合において、日証金がお客様に契約成立の書面を発送した日に成立するもの</u>とします。</p> <p><u>①～⑤</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、<u>(1)</u>に定める日証金の審査において、<u>適当と認められないもの</u>とします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p><u>①、②</u> [略]</p> <p><u>③</u> 個人のお客様の場合、<u>満20歳以上70歳未満であること。</u></p> <p><u>④～⑥</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>①～⑤</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> 本契約の契約期間は、契約の成立の日から1年間とします。なお、契約期間満了日は、契約の成立の日の1年後の応当日（応当日がないときは、契約の成立の日以降、13回目の月末日とします。以下同じとします。）の前日とし、当該応当日の前日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。契約期間満了日（<u>(5)</u>の定めに基づき契約が更新された場合は、当該更新後の契約期間満了日とします。）においてコムストックローンにかかる残債務があるときは、契約に従って当該残債務を直ちに弁済するものとし、第3条の定めに基づき差し入れられた担保は、当該残債務が完済されるまで存続するものとします。</p>

変更後	変更前
<p>5 [現行どおり]</p> <p>6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、<u>前項</u>に定める日証金の更新審査において、<u>適当と認められないもの</u>とします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) <u>第2項(1)、(2)および(4)から(6)までに掲げる事項をいずれも充足していること。</u></p> <p>(2) <u>契約更新開始日においてお客様が満70歳未満であること。ただし、次の条件を満たす場合において、満70歳以上の契約更新を認めることがあります。</u></p> <p>① <u>過去1年以内に契約更新を行っていること。</u></p> <p>② <u>契約更新開始日における年齢が満80歳未満であること。</u></p> <p>③ <u>日証金所定の同意書に同意のうえ、これを提出すること。</u></p> <p>④ <u>日証金が面談を求めた場合は、面談に応じること。</u></p> <p>(3) <u>第4条第3項(3)に定める融資金の利息の支払が遅延していないこと。</u></p> <p>(4) <u>第5条に定める担保不足の状態にないこと。</u></p> <p>(5) [現行どおり] [削る (新第4条へ)]</p>	<p>(5) [略]</p> <p>(6) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、<u>(5)に定める日証金の更新審査</u>において、<u>適当と認められないもの</u>とします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>① <u>(2)①から⑥までに掲げる事項をいずれも充足していること。</u> [新設]</p> <p>② <u>第4項(3)に定める融資金の利息の支払が遅延していないこと。</u></p> <p>③ <u>第4条に定める担保不足の状態にないこと。</u></p> <p>④ [略]</p> <p>2 <u>融資限度額および融資方法</u></p> <p>(1) <u>お客様は、(2)の融資限度額（(3)の規定により融資限度額の上限が引き上げられた場合の融資限度額を含みます。）からコムストックローンの融資残高を差し引いた金額の範囲内において、繰り返しコムストックローンによる融資を受けることができます。</u></p> <p>(2) <u>コムストックローンの融資限度額は、お客様が第3条の定めに基づきコムストックローンの担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち、第3条第3項の融資適格銘柄（同項に定める担保有価証券のうち融資適格銘柄以外の銘柄（融資不適格銘柄）は、日証金ウェブサイトを確認することができます。）の時価額に60%（融資適格銘柄の一銘柄の時価額の割合が融資適格銘柄の時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額（1万円未満切捨て）とします。ただし、3,000万円を上限とします。</u></p> <p>(3) <u>(2)ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途</u></p>

変更後	変更前
	<p>審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。</p> <p>(4) お客様は、次に掲げる方法によりコムストックローンの融資を申し込むことができます。なお、融資の申込みは、30万円以上（追加融資の場合は10万円以上）1万円単位とします。</p> <p>① 日証金ウェブサイトにより申し込む方法</p> <p>② 日証金所定のコムストックローン借入申込書により申し込む方法</p> <p>(5) (4)②のコムストックローン借入申込書による申込みは、郵送のほかFAXにより行うことができるものとします。日証金がFAXで融資申込みを受け付けた場合は、日証金は、当該借入申込書に記載されている氏名および印影をもって、お客様が署名し、日証金に届け出た印鑑が押捺されたものとみなします。</p> <p>(6) 日証金は、次の①、②に掲げる場合の区分に応じ、当該①、②に定める日時にお客様が日証金に届け出た銀行口座に振り込む方法により融資を実行するものとします。</p> <p>① 日証金ウェブサイトの「リアルタイム融資」により申込みを受け付けた場合 9時30分までの受付分は当日9時30分、9時30分から14時30分までの受付分は当日即時、14時30分以降の受付分は翌営業日9時30分（ただし、日証金の休業日の受付分は翌営業日9時30分となります。）</p> <p>② 日証金ウェブサイトの「通常融資」またはコムストックローン借入申込書により申込みを受け付けた場合 16時までの受付分は翌営業日9時、16時以降の受付分は翌々営業日9時（ただし、日証金の休業日の受付分は翌々営業日9時となります。）</p> <p>(7) お客様は、融資限度額を超えて融資を受けた場合についても当然に支払義務を負うものとし、この契約の定めるところにより当該超過額を支払うものとします。</p> <p>(8) 担保有価証券の時価額は、日証金が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、日証金が採用する価格は、次の①、②に掲げる有価証券の区分に応じ、当該①、②に定めるところによるものとします。</p> <p>① 国内の金融商品取引所に上場されている株式、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券および受益証券発行信託の受益証券</p>

変更後	変更前
<p>[削る（新第4条へ）]</p>	<p>原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場と認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格</p> <p>② <u>国内の金融商品取引所に上場されていない投資信託の受益証券および投資証券</u> <u>一般社団法人投資信託協会が発表する基準価額その他合理的と認められる価格</u></p> <p>3 <u>返済方法</u></p> <p>(1) <u>本契約の契約期間内であれば、融資金の返済をいつでも行うことができます。</u></p> <p>(2) <u>お客様は、次に掲げるいずれかの方法により、コムストックローンの融資金元金を返済することができます。</u></p> <p>① <u>担保取引口座の預り金（以下単に「預り金」といいます。）を返済に充当する方法（以下この方法を「預り金返済」といいます。）</u></p> <p>② <u>日証金の指定する日証金の銀行口座へ振り込む方法（以下この方法を「振込返済」といいます。）</u></p> <p>③ <u>その他日証金が特に認めた方法</u></p> <p>(3) <u>お客様が第3条第6項の定めにより担保有価証券を売却したときは、日証金は、受渡日の前営業日に提携証券会社に対し、担保取引口座から当該売却代金（提携証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）のうち日証金が指定する返済必要額（コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券のうち融資適格銘柄の時価額に60%（融資適格銘柄の一銘柄の時価額の割合が融資適格銘柄の時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます。以下同じとします。）に相当する金銭を引出すよう請求し、受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。お客様は、日証金に対し、上記の返済必要額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとし、上記の手続に従って担保有価証券の売却代金を返済に充当する方法（以下この方法を「売却返済」といいます。）につき異議を述べないものとします。また、お客様は、日計り取引等により受渡日に当該売却代金の出金が規制されていることその他の理由によって受渡日に当該返済必要額に相当する金銭の一部または全部の引出しができなかつたときは、上記売却返済の方法によらず、日証金はその不足額の返済を別</u></p>

変更後	変更前
<p>[削る（新第4条へ）]</p>	<p><u>途請求することがあることを予め承諾するものとします。</u></p> <p>(4) <u>お客様は、(2)①の預り金返済を行うときは、日証金ウェブサイトまたは日証金が適当と認める方法により日証金に申し込むものとします。日証金は、申込受付日の翌営業日（16時以降に受け付けた場合は翌々営業日）に提携証券会社に対し、担保取引口座から返済申込額に相当する金銭の引出しを請求し、申込受付日の翌々営業日（16時以降に受け付けた場合は3営業日目の日）に当該返済申込額（ただし、預り金の額が当該返済申込額に満たない場合は、預り金の全額とします。）を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。お客様は、日証金に対し、上記の返済申込額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとします。</u></p> <p>(5) <u>(4)に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものとします。</u></p> <p>① <u>日証金の合意がなければ解除または変更できないこと。</u></p> <p>② <u>預り金返済の申込みに従って融資金元金の返済に充当するまでの間、預り金の返還請求権について、これを第三者に譲渡し、第三者のために担保を設定し、自ら受領し、または重ねて受領を委任しないこと。</u></p> <p>(6) <u>お客様は、(2)②の振込返済を行うときは、その前営業日までに日証金ウェブサイトまたは電話により日証金に連絡していただきます。</u></p> <p>(7) <u>(2)①の預り金返済および(2)②の振込返済の返済日は、お客様からの返済金の日証金に入金されたことを日証金を確認した日（15時までに確認できない場合は、翌営業日付の返済となります。）、(2)③の日証金の特に認めた方法の返済日については、日証金が定めた日とします。</u></p> <p>4. <u>利率、利息計算および支払方法</u></p> <p>(1) <u>コムストックローンの融資利率は、契約の成立の日において日証金が定め、契約成立の書面をもってお客様に通知します。ただし、日証金は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動等金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、融資利率を変更することができるものとします。日証金が融資利率を変更する場合は、Eメールおよび日証金ウェブサイト（書面交付希望者には書面）で通知します。</u></p>

変更後	変更前
<p data-bbox="232 549 521 576">〔 削る（新第4条へ） 〕</p> <p data-bbox="147 850 398 877">第3条（担保の設定等）</p> <p data-bbox="176 895 425 922">1、2 〔現行どおり〕</p> <p data-bbox="176 938 1106 1310">3 お客様がコムストックローンの担保として差し入れることができる有価証券は、次の各号に掲げるもの（ただし、外国株式等の外国証券は除き、(1)、(2)および(5)については国内の金融商品取引所に上場されているもの、(3)および(4)については国内の金融商品取引所に上場されているものおよび一般社団法人投資信託協会が基準価額を発表するものに限ります。）とします。なお、<u>お客様が本条の定めに基づき担保として差し入れる有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち、融資時において担保評価の対象とする銘柄（以下「融資適格銘柄」といいます。）とするか否かについては日証金の判断によるものとし、日証金は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に融資適格銘柄を変更することができるものとします。</u></p> <p data-bbox="199 1326 472 1353">(1)～(5) 〔現行どおり〕</p> <p data-bbox="176 1369 425 1396">4、5 〔現行どおり〕</p> <p data-bbox="176 1412 1106 1439">6 お客様は、担保有価証券を提携証券会社所定の方法でいつでも売却することができ</p>	<p data-bbox="1182 209 2087 276"><u>(2) 融資金の利息の計算は、融資の日から返済の日までとし、1年を365日とする日割計算によって行います。</u></p> <p data-bbox="1182 292 2087 534"><u>(3) 融資金の利息は、当月の1日から月末の日までの1か月間の利息を計算のうえ、第8条に定める月次報告書によりお客様に通知し、お客様が日証金に届け出た銀行口座から各翌月15日（当該銀行の休業日の場合はその翌営業日）に口座振替（ゆうちょ銀行の場合は自動払込み）によりお支払いいただきます。ただし、口座振替（自動払込み）の手続が完了するまでの間は、日証金の指定する日証金の銀行口座に振り込んでいただきます。</u></p> <p data-bbox="1160 550 1323 577">5 <u>遅延損害金</u></p> <p data-bbox="1182 593 2087 793"><u>お客様が第1項(4)に定める契約期間満了日においてコムストックローンにかかる債務を返済することができなかった場合または第6条もしくは第17条第3項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、その翌日から完済される日まで、年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</u></p> <p data-bbox="1133 850 1384 877">第3条（担保の設定等）</p> <p data-bbox="1162 895 1408 922">1、2 〔 略 〕</p> <p data-bbox="1162 938 2092 1265">3 お客様がコムストックローンの担保として差し入れることができる有価証券は、次の各号に掲げるもの（ただし、外国株式等の外国証券は除き、(1)、(2)および(5)については国内の金融商品取引所に上場されているもの、(3)および(4)については国内の金融商品取引所に上場されているものおよび一般社団法人投資信託協会が基準価額を発表するものに限ります。）とします。なお、担保有価証券のうち、融資時において担保評価の対象とする銘柄（以下「融資適格銘柄」といいます。）とするか否かについては日証金の判断によるものとし、日証金は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に融資適格銘柄を変更することができるものとします。</p> <p data-bbox="1182 1326 1456 1353">(1)～(5) 〔 略 〕</p> <p data-bbox="1162 1369 1408 1396">4、5 〔 略 〕</p> <p data-bbox="1162 1412 2092 1439">6 お客様は、担保有価証券を提携証券会社所定の方法でいつでも売却することができ</p>

変更後	変更前
<p>まず、担保有価証券を売却した場合、お客様は、その売却代金について次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 〔現行どおり〕</p> <p>(2) 日証金が第4条第2項(3)による売却返済を受けるまでの間、提携証券会社に対する売却代金の引渡請求権について、これを第三者へ譲渡し、または第三者のために担保を設定しないこと。</p> <p>(3) 〔現行どおり〕</p> <p>7～10 〔現行どおり〕</p>	<p>まず、担保有価証券を売却した場合、お客様は、その売却代金について次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 〔 略 〕</p> <p>(2) 日証金が第2条第3項(3)による売却返済を受けるまでの間、提携証券会社に対する売却代金の引渡請求権について、これを第三者へ譲渡し、または第三者のために担保を設定しないこと。</p> <p>(3) 〔 略 〕</p> <p>7～10 〔 略 〕</p>
<p><u>第4条（融資要領）</u></p> <p><u>1 融資限度額および融資方法</u></p> <p>(1) <u>お客様は、(2)の融資限度額（(3)の規定により融資限度額の上限が引き上げられた場合の融資限度額を含みます。）からコムストックローンの融資残高を差し引いた金額の範囲内において、繰り返しコムストックローンによる融資を受けることができます。</u></p> <p>(2) <u>コムストックローンの融資限度額は、お客様が担保有価証券のうち、第3条第3項の融資適格銘柄（同項に定める担保有価証券のうち融資適格銘柄以外の銘柄（融資不適格銘柄）は、日証金ウェブサイトで確認することができます。）の時価額に60%（融資適格銘柄の一銘柄の時価額の割合が融資適格銘柄の時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額（1万円未満切捨て）とします。ただし、3,000万円を上限とします。</u></p> <p>(3) <u>(2)ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。</u></p> <p>(4) <u>お客様は、次に掲げる方法によりコムストックローンの融資を申し込むことができます。なお、融資の申込みは、30万円以上（追加融資の場合は10万円以上）1万円単位とします。</u></p> <p>① <u>日証金ウェブサイトにより申し込む方法</u></p>	<p>〔 新設（現行第2条第2項から） 〕</p>

変更後	変更前
<p>② <u>日証金所定のコムストックローン借入申込書により申し込む方法</u></p> <p>(5) <u>(4)②のコムストックローン借入申込書による申込みは、郵送のほかFAXにより行うことができるものとします。日証金がFAXで融資申込みを受け付けた場合は、日証金は、当該借入申込書に記載されている氏名および印影をもって、お客様が署名し、日証金に届け出た印鑑が押捺されたものとみなします。</u></p> <p>(6) <u>日証金は、次の①、②に掲げる場合の区分に応じ、当該①、②に定める日時にお客様が日証金に届け出た銀行口座に振り込む方法により融資を実行するものとします。</u></p> <p>① <u>日証金ウェブサイトの「リアルタイム融資」により申込みを受け付けた場合</u> <u>9時30分までの受付分は当日9時30分、9時30分から14時30分までの受付分は当日即時、14時30分以降の受付分は翌営業日9時30分（ただし、日証金の休業日の受付分は翌営業日9時30分となります。）</u></p> <p>② <u>日証金ウェブサイトの「通常融資」またはコムストックローン借入申込書により申込みを受け付けた場合</u> <u>16時までの受付分は翌営業日9時、16時以降の受付分は翌々営業日9時（ただし、日証金の休業日の受付分は翌々営業日9時となります。）</u></p> <p>(7) <u>お客様は、融資限度額を超えて融資を受けた場合についても当然に支払義務を負うものとし、この契約の定めるところにより当該超過額を支払うものとします。</u></p> <p>(8) <u>担保有価証券の時価額は、日証金が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、日証金が採用する価格は、次の①、②に掲げる有価証券の区分に応じ、当該①、②に定めるところによるものとします。</u></p> <p>① <u>国内の金融商品取引所に上場されている株式、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券および受益証券発行信託の受益証券原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場と認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格</u></p> <p>② <u>国内の金融商品取引所に上場されていない投資信託の受益証券および投資証券</u> <u>一般社団法人投資信託協会が発表する基準価額その他合理的と認められる価格</u></p> <p>2. <u>返済方法</u></p>	<p>[新設（現行第2条第3項から）]</p>

変更後	変更前
<p>(1) <u>本契約の契約期間内であれば、融資金の返済をいつでも行うことができます。</u></p> <p>(2) <u>お客様は、次に掲げるいずれかの方法により、コムストックローンの融資金元金を返済することができます。</u></p> <p>① <u>担保取引口座の預り金（以下単に「預り金」といいます。）を返済に充当する方法（以下この方法を「預り金返済」といいます。）</u></p> <p>② <u>日証金の指定する日証金の銀行口座へ振り込む方法（以下この方法を「振込返済」といいます。）</u></p> <p>③ <u>その他日証金が特に認めた方法</u></p> <p>(3) <u>お客様が第3条第6項の定めにより担保有価証券を売却したときの取扱いは、以下のとおりとします。</u></p> <p>① <u>日証金は、受渡日の前営業日に提携証券会社に対し、担保取引口座から当該売却代金（提携証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）のうち日証金が指定する返済必要額に相当する金銭を引出すよう請求し、受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当するものとします。</u></p> <p>② <u>上記①の日証金が指定する返済必要額とは、コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券のうち融資適格銘柄の時価額に60%（融資適格銘柄の一銘柄の時価額の割合が融資適格銘柄の時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます（以下同じとします。）。</u></p> <p>③ <u>お客様は、日証金に対し、上記①の返済必要額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとし、上記①の手続に従って担保有価証券の売却代金を返済に充当する方法（以下この方法を「売却返済」といいます。）につき異議を述べないものとします。</u></p> <p>④ <u>お客様は、日計り取引等により受渡日に売却代金の出金が規制されていることその他の理由によって受渡日に返済必要額に相当する金銭の一部または全部の引出しができなかったときは、上記売却返済の方法によらず、日証金はその不足額の返済を別途請求することがあることを予め承諾するものとします。</u></p> <p>(4) <u>お客様は、(2)①の預り金返済を行うときは、日証金ウェブサイトまたは日証金が適当と認める方法により日証金に申し込むものとします。日証金は、申込受付日</u></p>	

変更後	変更前
<p><u>の翌営業日（16時以降に受け付けた場合は翌々営業日）に提携証券会社に対し、担保取引口座から返済申込額に相当する金銭の引出しを請求し、申込受付日の翌々営業日（16時以降に受け付けた場合は3営業日目の日）に当該返済申込額（ただし、預り金の額が当該返済申込額に満たない場合は、預り金の全額とします。）を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。お客様は、日証金に対し、上記の返済申込額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとします。</u></p> <p><u>(5) (4)に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものとします。</u></p> <p><u>① 日証金の合意がなければ解除または変更できないこと。</u></p> <p><u>② 預り金返済の申込みに従って融資金元金の返済に充当するまでの間、預り金の返還請求権について、これを第三者に譲渡し、第三者のために担保を設定し、自ら受領し、または重ねて受領を委任しないこと。</u></p> <p><u>(6) お客様は、(2)②の振込返済を行うときは、その前営業日までに日証金ウェブサイトまたは電話により日証金に連絡していただきます。</u></p> <p><u>(7) (2)①の預り金返済および(2)②の振込返済の返済日は、お客様からの返済金の日証金に入金されたことを日証金を確認した日（15時までに確認できない場合は、翌営業日付の返済となります。）、(2)③の日証金の特に認めた方法の返済日については、日証金が定めた日とします。</u></p> <p><u>3 利率、利息計算および支払方法</u></p> <p><u>(1) コムストックローンの融資利率は、契約の成立の日において日証金が定め、契約成立の書面をもってお客様に通知します。ただし、日証金は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動等金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、融資利率を変更することができるものとします。日証金が融資利率を変更する場合は、Eメールおよび日証金ウェブサイト（書面交付希望者には書面）で通知します。</u></p> <p><u>(2) 融資金の利息の計算は、融資の日から返済の日までとし、1年を365日とする日割計算によって行います。</u></p> <p><u>(3) 融資金の利息は、当月の1日から月末の日までの1か月間の利息を計算のうえ、</u></p>	<p>[新設（現行第2条第4項から）]</p>

変更後	変更前
<p><u>第9条に定める月次報告書によりお客様に通知し、お客様が日証金に届け出た銀行口座から各翌月15日（当該銀行の休業日の場合はその翌営業日）に口座振替（ゆうちょ銀行の場合は自動払込み）によりお支払いいただきます。ただし、口座振替（自動払込み）の手続が完了するまでの間は、日証金の指定する日証金の銀行口座に振り込んでいただきます。</u></p> <p><u>4 遅延損害金</u> <u>お客様が第2条第4項に定める契約期間満了日においてコムストックローンにかかる債務を返済することができなかつた場合または第7条もしくは第15条第3項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、その翌日から完済される日まで、年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</u></p> <p><u>第5条</u> 〔現行どおり〕</p> <p><u>第6条（担保処分）</u> 1 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、日証金は、お客様に事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部または日証金はその裁量により選択した担保有価証券の一部を取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を債務の弁済に充当できるものとします。なお残債務がある場合には、お客様は直ちに弁済するものとします。この場合において、取得金に余剰が生じたとき、または担保有価証券に余剰が生じたときは、日証金は、当該取得金の余剰分または当該担保有価証券の余剰分を、お客様またはお客様に優先して受け取る権利を有する者に対して返還するものとします。また、担保有価証券の取立てまたは処分について、<u>日証金は、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により行うことができ、債務の弁済の充当は法定の順序にかかわらず充当できるものとします。</u></p> <p>2 〔現行どおり〕</p> <p><u>第7条～第13条</u> 〔現行どおり〕</p>	<p>〔 新設（現行第2条第5項から） 〕</p> <p><u>第4条</u> 〔 略 〕</p> <p><u>第5条（担保処分）</u> 1 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、日証金は、お客様に事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部または日証金はその裁量により選択した担保有価証券の一部を、<u>必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により日証金において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、</u>なお残債務がある場合には、お客様は直ちに弁済するものとします。この場合において、取得金に余剰が生じたとき、または担保有価証券に余剰が生じたときは、日証金は、当該取得金の余剰分または当該担保有価証券の余剰分を、お客様またはお客様に優先して受け取る権利を有する者に対して返還するものとします。</p> <p>2 〔 略 〕</p> <p><u>第6条～第12条</u> 〔 略 〕</p>

変更後	変更前
<p><u>第14条（契約の終了）</u></p> <p>1 第2条第4項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合（(1)の場合においてはコムストックローンにかかる残債務がないとき、(5)から(8)までの場合においては日証金が契約の解約を申し出たときに限ります。）には、本契約は終了するものとします。この場合、コムストックローンにかかる残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに弁済するものとし、第3条の定めに基づき差し入れられた担保は、当該残債務が完済されるまで存続するものとします。</p> <p>(1)、(2) 〔現行どおり〕</p> <p>(3) お客様が第7条または第15条第3項の定めにより期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(4)、(5) 〔現行どおり〕</p> <p>(6) お客様が第16条による約款変更に同意しないとき。</p> <p>(7)、(8) 〔現行どおり〕</p> <p>2 〔現行どおり〕</p> <p><u>第15条（反社会的勢力の排除）</u></p> <p>1 お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>(1) <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(2) <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(3) <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(4) <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(5) <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される</u></p>	<p><u>第13条（契約の終了）</u></p> <p>1 第2条第1項(4)に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合（(1)の場合においてはコムストックローンにかかる残債務がないとき、(5)から(8)までの場合においては日証金が契約の解約を申し出たときに限ります。）には、本契約は終了するものとします。この場合、コムストックローンにかかる残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに弁済するものとし、第3条の定めに基づき差し入れられた担保は、当該残債務が完済されるまで存続するものとします。</p> <p>(1)、(2) 〔 略 〕</p> <p>(3) お客様が第6条または第17条第3項の定めにより期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(4)、(5) 〔 略 〕</p> <p>(6) お客様が第14条による約款変更に同意しないとき。</p> <p>(7)、(8) 〔 略 〕</p> <p>2 〔 略 〕</p> <p>〔 新設（現行第17条から） 〕</p>

変更後	変更前
<p><u>べき関係を有すること。</u></p> <p>2 <u>お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。</u></p> <p>(1) <u>暴力的な要求行為。</u></p> <p>(2) <u>法的な責任を超えた不当な要求行為。</u></p> <p>(3) <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</u></p> <p>(4) <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて日証金の信用を毀損し、または日証金の業務を妨害する行為。</u></p> <p>(5) <u>その他前各号に準ずる行為。</u></p> <p>3 <u>お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、日証金からの請求によって、日証金に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、日証金になんらの請求をしないものとします。また、日証金に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</u></p>	
<p>第16条～第18条〔現行どおり〕</p>	<p>第14条～第16条〔 略 〕</p>
<p>〔 削る（新第15条へ） 〕</p>	<p>第17条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 <u>お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</u></p> <p>(1) <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(2) <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(3) <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加え</u></p>

変更後	変更前
<p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成29年 6 月</p>	<p><u>る目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</u></p> <p><u>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</u></p> <p><u>(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</u></p> <p><u>2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。</u></p> <p><u>(1) 暴力的な要求行為。</u></p> <p><u>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。</u></p> <p><u>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</u></p> <p><u>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて日証金の信用を毀損し、または日証金の業務を妨害する行為。</u></p> <p><u>(5) その他前各号に準ずる行為。</u></p> <p><u>3 お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、日証金からの請求によって、日証金に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、日証金になんらの請求をしないものとします。また、日証金に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成25年 7 月</p>